

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 79 号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入札保証金の免除)</p> <p>第97条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第98条 政令第167条の7第2項の知事が确实と認める担保は、<u>第122条第1項各号に掲げる有価証券</u>とする。</p> <p>(契約保証金に代わる担保)</p> <p>第113条 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の知事が确实と認める担保は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 契約担当者が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。第122条第1項及び第4項において同じ。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証</p> <p>2 [略]</p>	<p>(入札保証金の免除)</p> <p>第97条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、契約担当者が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。第98条第1項、第113条第1項並びに第122条第1項及び第4項において同じ。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と第113条第1項第2号の保証の予約をしたとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第98条 政令第167条の7第2項の知事が确实と認める担保は、<u>次に掲げるもの</u>とする。</p> <p>(1) <u>第122条第1項各号に掲げる有価証券</u></p> <p>(2) <u>契約担当者が确实と認める金融機関の保証</u></p> <p><u>2 前項第2号に規定する保証を入札保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。</u></p> <p>(契約保証金に代わる担保)</p> <p>第113条 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の知事が确实と認める担保は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社の保証</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の会計規則第 97 条第 2 号及び第 98 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で施行日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。